

## 法人解散（合併）・事務所等廃止申告書 記載方法

- 1 この申告書は、次の場合に使用してください。
  - (1) 法人が解散した場合。
  - (2) 法人が合併した場合。なお、被合併法人の事務所等を合併法人の事務所等とする場合は、合併法人の事務所等を新たに開設したこととなる場合もありますので、その時には「法人設立・事務所等開設申告書」も併せて提出してください。
  - (3) 事務所等を廃止した場合。
- 2 「法人番号」欄には、国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 3 ※印欄は、記載しないでください。
- 4 法人が解散した場合の記載方法
  - (1) 「本店所在地」欄は、解散した法人の定款等に記載されている本店または主たる事務所等の所在地を記載してください。
  - (2) 「法人名」欄は、解散した法人の名称を記載してください。
  - (3) 「代表者」の各欄には解散した法人の代表者の「住所」及び「氏名」を記載してください。
  - (4) 「法人が解散・法人が合併・事務所等を廃止」は、「法人が解散」を○で囲んでください。
  - (5) 「解散又は合併年月日①」欄は、解散の日（解散決議の日）を記載してください。
  - (6) 「清算人②」欄は、清算人の「住所」及び「氏名」を記載してください。
  - (7) 「廃止する事務所等」の各欄には、廃止する事務所等の「所在地」、「名称」及び「廃止年月日」を記載してください。
  - (8) 「被合併法人③」は、記載しないでください。
  - (9) 「山田町内の主たる事務所等」の各欄には、山田町内の2つ以上事務所を有する場合に主たる事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
  - (10) 「移転先」欄は、事務所等を山田町外へ移転した場合の移転後の所在地を記載してください。
  - (11) 「所轄税務署」欄は、法人税の納税地を所轄する税務署名を記載してください。
  - (12) 「従業者数」の各欄は次のように記載してください。
    - ア 「総数」欄は、解散の日現在の全従業者数
    - イ 「左のうち山田町内の事務所等分」欄は、上記のうち山田町内の事務所等の従業者数の合計数
    - ウ 「左のうち事務所等廃止した事務所等分」欄は、上記のうち事務所等廃止した事務所等の従業者数
  - (13) 「備考」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- 5 法人が合併した場合の記載方法
  - 4の記載方法に準じますが、次に留意のうえ記載してください。
    - (1) 「本店所在地」、「法人名」及び「代表者」の各欄は、5の(1)～(3)の「解散した法人」を「合併法人」と読み替えて記載してください。
    - (2) 「法人が解散・法人が合併・事務所等を廃止」は、「法人が合併」を○で囲んでください。
    - (3) 「解散又は合併年月日①」欄は、合併の日を記載してください。
    - (4) 「清算人②」欄は、記載しないでください。
    - (5) 「廃止する事務所等」の各欄には、合併法人の事務所等になる場合においても記載してください。
    - (6) 「被合併法人③」は、被合併法人の「所在地」及び「名称」を記載してください。
    - (7) 「山田町内の主たる事務所等」の各欄には、山田町内の2つ以上事務所を有する場合に主たる事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
- 6 事務所等を廃止した場合の記載方法
  - 4又は5の記載方法に準じますが、次に留意のうえ記載してください。
    - (1) 「本店所在地」、「法人名」及び「代表者の」の各欄は、法人の定款等に記載されている本店所在地等を各該当する欄に記載してください。
    - (2) 「法人が解散・法人が合併・事務所等を廃止」は、「事務所等を廃止」を○で囲んでください。
    - (3) 「清算人②」欄及び「被合併法人③」は、記載しないでください。
    - (4) 「廃止後の山田町内の主たる事務所等」の各欄には、事務所等廃止後の山田町内の主たる事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
    - (5) 「所轄税務署」欄は、法人税の納税地を所轄する税務署名を記載してください。
    - (6) 「従業者数」の各欄は、5の(12)の「解散の日」を「廃止の日の属する直前の月の末日」と読み替えて記載してください。